

第3章 担い手チャレンジ支援事業

(担い手チャレンジ支援事業の目的)

第27条 担い手チャレンジ支援事業は、青年農業者等に対し、農業及び農家生活等に関する知識・技術の向上等、農業の担い手としての資質の向上を図ることを目的とする。

第1節 経営発展活動支援事業

(事業の目的)

第28条 経営発展活動支援事業（以下「経営発展事業」という。）は、農業経営及び農家生活等の発展向上のためのプロジェクト活動等を支援し、経営発展意欲の高揚を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第29条 経営発展事業は、農畜産物の新種の育成、施設・機械の改良開発、飼養育栽培新技術の開発、農林水産物の加工利用技術等その地域にない新しい技術の開発研究並びに農業及び農家生活に関する研究実践、新産地育成、むらづくり、グループ活動等地域農業の発展と青年農業者の知識、技術の向上を図るための活動を内容とする。

(事業の対象及び要件)

第30条 経営発展事業の対象は、現に農業に従事している青年農業者及び青年農業者グループ並びに農業高校生のグループとする。

2 経営発展事業は、当該事業着手から事業終了までの期間を1件として対象とする。

(申請)

第31条 経営発展事業の助成を受けようとする者は、原則として事業実施30日前までに、経営発展活動支援事業助成申請書（別紙様式第1号）を、指導機関を経由し、その意見を付して、理事長あて提出するものとする。

(給 付)

第 32 条 理事長は、申請書の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 33 条 助成金の給付を受けた者は、事業終了後 30 日以内に、経営発展活動支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）に、その状況を記したレポート、記録簿及び写真等を添付し、指導機関を経由して理事長に提出するものとする。

なお、理事長は支援対象者に対して、その取組内容や現地を確認することができるものとする。

第 34 条 やむを得ず事業終了が翌年度に見込まれる場合は、事業着手年度の 3 月 31 日までに中間報告書（別記様式第 6 号）を理事長に提出するものとする。

(変更届出)

第 35 条 助成金の給付決定後に、申請書の記載事項に大きな変更が生じたとき、助成金の給付を辞退しようとするとき、及びその他重大な状況の変化が生じたときは、経営発展活動支援事業変更届（別記様式第 7 号）をその事由が発生した日から 30 日以内に理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の届け出があったときは、内容を審査し、助成金の額の変更又は取消しをすることができるものとする。

(事業の実施)

第 36 条 事業の実施に当たっては、関係指導機関の助言を得て計画的に実施するものとする。